

令和5年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和5年2月28日
総務部

【予算関係】

財 政 課 令和4年度2月補正予算（令和5年2月28日追加提案分）に関する説明資料・・・ 1

【議案関係】

税 務 課 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第113号）・・・ 4

令 和 4 年 度 2 月 補 正 予 算

（令和5年2月28日追加提案分）に関する説明資料

（ 議 案 第 1 1 2 号 ）

令和4年度2月補正予算（令和5年2月28日追加提案分） 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	2,311,230	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,233,520 (17,426,544 → 18,660,064) 道路除雪費 800,000 (2,950,000 → 3,750,000) 地域観光事業支援費 276,413 (7,471,100 → 7,747,513)	
10 財 産 収 入			
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	△ 626,467		財政調整基金繰入金 △ 519,264 (9,653,393 → 9,134,129) 農地中間管理事業等推進基金繰入金 △ 107,204 (476,089 → 368,885)
13 繰 越 金			
14 諸 収 入			
15 県 債			
合 計	1,684,763	684,908,156 → 686,592,919	

令和 4 年度 2 月補正予算（令和 5 年 2 月 28 日追加提案分） 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区	分	増	減	額	増	額	内	訳	減	額	内	訳
1	議	会	費									
2	総	務	費									
3	民	生	費	△ 44,446					保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業	△ 39,276	(213,877 → 174,601)	
									保育所等物価高騰対策事業	△ 5,170	(110,858 → 105,688)	
4	衛	生	費									
5	労	働	費									
6	農	林	水	産	業	費	△ 147,204		農地中間管理総合対策事業	△ 107,204	(658,296 → 551,092)	
									土地改良区体制強化事業	△ 40,000	(165,868 → 125,868)	
7	商	工	費	276,413	観光による消費拡大緊急対策事業	276,413	(7,647,091 → 7,923,504)					
8	土	木	費	1,600,000	道路除雪事業費	1,600,000	(5,900,000 → 7,500,000)					
9	警	察	費									
10	教	育	費									
11	災	害	復	旧	費							
12	公	債	費									
13	諸	支	出	金								
14	予	備	費									
	合	計		1,684,763	684,908,156	→	686,592,919					

1 改正理由

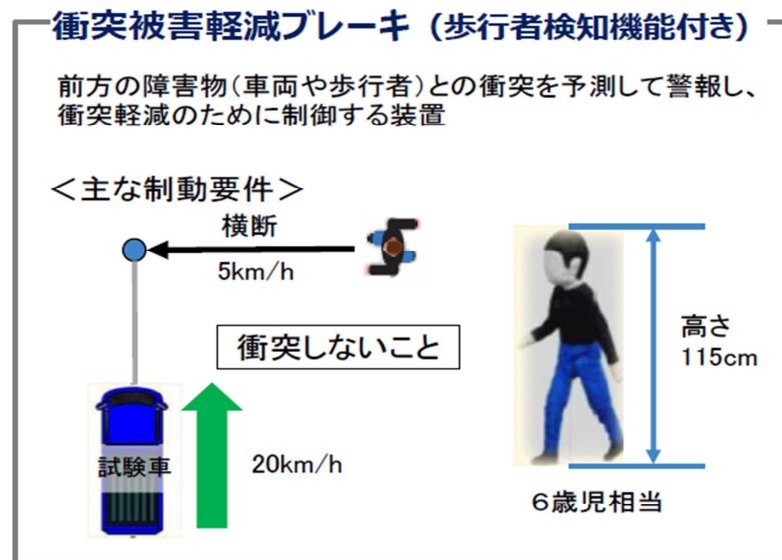
地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の減額並びに自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。

2 主な改正内容

(1) 自動車税の環境性能割の特例措置の見直し（附則第18条の14関係）

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、次の見直しを行う。

- ① 側方衝突警報装置を備えたトラックの取得に係る課税標準の特例について、令和6年4月30日（現行：令和5年3月31日）まで延長する。（②と重複適用可能。）
- ② 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを備えたトラック・バスを令和7年3月31日までに取得した場合に、課税標準額から一定の額を控除する特例措置を設けることとする。



(2) 特例措置の期限延長

表のとおり特例措置の適用期限を延長する。

税目	特例の概要		延長期間	延長後の期限等
個人県民税	特定の肉用牛の売却による所得について、なかったものとして県民税の所得割額を計算する特例		3年	令和9年度まで
	優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得について、2,000万円までの部分の税率を1.6%とする特例（本則：4%、この特例の適用がない場合の長期譲渡所得：2%）		3年	令和8年度まで
不動産取得税	サービス付き高齢者向け住宅用の土地の取得について、一定の額を減額する特例		2年	令和6年度まで
	宅地建物取引業者が既存住宅（及びその土地）を取得し、改修工事を行って個人に売却した場合、宅地建物取引業者による建物・土地の取得についてそれぞれ一定の額を減額する特例		2年	令和6年度まで
自動車税 環境性能割	ノンステップバス等のバリアフリー性能を備えたバスやユニバーサルデザインタクシーについて、取得価額から650万円～1,000万円（タクシーについては100万円）を控除する特例		2年	令和6年度まで
自動車税 種別割	グリーン化特例	初回新規登録から13年を超えるガソリン車等、11年を超えるディーゼル車について、税率を約15%上乘せする特例	3年	初回新規登録が平成24年度までのもの（ディーゼル車は平成26年度まで）
		電気自動車等について、初回新規登録の翌年度に限り税率を約75%引き下げる特例	3年	令和8年度まで
		環境性能が良好な一定の営業用ガソリン車等について、初回新規登録の翌年度に限り税率を約50%引き下げる特例	2年	令和7年度まで

(3) 不動産取得税の特例措置の廃止

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する当該事業所用の施設の取得に係る不動産取得税の減額の特例措置を廃止する。

(4) その他

所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和5年4月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
（法人の事業税の申告納付の期間） 第五十三条 事業税の納税義務がある法人が各事業年度に係る事業税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度の終了の日から二月以内（外国法人が第四十八条の三第一項に規定する納税管理人を定めないうで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合（同条第三項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）。ただし、法第七十二条の二十五第二項又は第四項の規定による 総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日まで 二 四 略 五 法第七十二条の二十九第一項又は第五項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内 六 略 2 略 （個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十七条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定により 計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年（次項において「当該年」という。）の三月十五日までに（年の中途において	（法人の事業税の申告納付の期間） 第五十三条 事業税の納税義務がある法人が各事業年度に係る事業税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度の終了の日から二月以内（外国法人が第四十八条の三第一項に規定する納税管理人を定めないうで県内に事務所又は事業所を有しないこととなる場合（同条第三項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）。ただし、法第七十二条の二十五第二項又は第四項の規定によつて総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日まで 二 四 略 五 法第七十二条の二十九第一項の規定 の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内 六 略 2 略 （個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十七条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年（次項において「当該年」という。）の三月十五日までに（年の中途において

て事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、法施行規則第六条の七に規定する申告書を総合県税事務所長に提出しなければならない。ただし、法第七十二条の五十五の二の規定により法第七十二条の五十五第一項から第三項までの規定による申告がなされたものとみなされた場合は、この限りでない。 2 前項本文の規定による提出の義務を有しない者で、当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、法施行規則第六条の七に規定する申告書を総合県税事務所長に提出することができる。 3 略 （製造等の承認を受ける義務等） 第二百二十二条の十六 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合には、製造 譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、総合県税事務所長の承認を受けなければならない。 一 四 略 2 略 5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。 6・7 略	て事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、法施行規則第六条の七に規定する申告書を総合県税事務所長に提出しなければならない。ただし、法第七十二条の五十五の二の規定により法第七十二条の五十五第一項から第三項までの規定による申告がなされたものとみなされた場合は、この限りでない。 2 前項本文の規定による提出の義務を有しない者で、当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十項 の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、法施行規則第六条の七に規定する申告書を総合県税事務所長に提出することができる。 3 略 （製造等の承認を受ける義務等） 第二百二十二条の十六 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合には、製造 譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、総合県税事務所長の承認を受けなければならない。 一 四 略 2 略 5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。 6・7 略
---	--

8 オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条^{（イ）}に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第五条 昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第五条 昭和五十七年度から令和六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡

所得に係る県民税の課税の特例）

第十条 昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3・5 略

第十五条 略
（住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条第一項から第三項まで、第七十六条の二第一項、第七十六条の三第一項、第七

所得に係る県民税の課税の特例）

第十条 昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3・5 略

第十五条 略
（住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十三条第一項から第三項まで、第七十六条の二第一項、第七十六条の三第一項、第七

十九条第一項又は次条第二項若しくは第四項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（不動産取得税の減額等）

第十六条

十九条第一項又は次条第一項、第四項若しくは第六項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

（不動産取得税の減額等）

第十六条 心身障害者を多数雇用するものとして令附則第九条第一項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令附則第九条第二項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する施設の取得に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第一項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたもの

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十

六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十四項に規定するものの用に供する土地の取得を令和七年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十四項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十五項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十

六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十四項に規定するものの用に供する土地の取得を令和五年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十四項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十五項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢

者向け住宅」とする。

2| 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）を行った後、住宅性能向上改修住宅（同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この条において同じ。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3| 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第二項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震

者向け住宅」とする。

4| 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）を行った後、住宅性能向上改修住宅（同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この条において同じ。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5| 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震

基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限り、）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第七十六条第一項において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第二項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「附則第十六条第二項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第二項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。

4| 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値

基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限り、）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第七十六条第一項において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。

6| 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第六項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値

が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

- 5] 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項及び第七十六条第一項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。
- 6] 第三項 又は前項の規定により読み替えて準用する第七十四条第一項の申告をする者は、同条第二項第一号に掲げる事項及び第二項又は第四項の規定の適用を受ける不動産の

が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

- 7] 第七十四条第一項、第三項及び第四項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十六条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項及び第七十六条第一項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「附則第十六条第六項」と、第七十五条第一項中「第七十三条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十六条第六項」と、第七十六条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十三条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十六条第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替える。
- 8] 第二項、第五項又は前項の規定により読み替えて準用する第七十四条第一項の申告をする者は、同条第二項第一号に掲げる事項並びに第一項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける不動産の

取得年月日を記載した申告書に第二項又は第四項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して、第七十条第一項本文又は第二項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所長に提出しなければならない。

- 7] 第三項又は第五項 の規定により読み替えて準用する第七十六条第一項の申請をする者は、同条第二項第一号及び第五号に掲げる事項並びに第二項又は第四項 の規定に該当することとなつた年月日を記載した申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。

(不動産取得税の減額に係る宅地評価土地の価格の特例)

第十六条の二 法附則第十一条の五第一項の規定がある土地の取得について第七十三条第一項から第三項まで及び前条第四項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の二分の一に相当する額」とする。

2 略

(軽油引取税に係る免税の特例)

第十八条の八 第二百二十二条の七から第二百二十二条の十までの規定は、法附則第十二条の二の七第一項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第二百二十二条の七第一項中「第四百四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の七第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第四百四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の七第一項各号に掲げる」と読み替える。

取得年月日を記載した申告書に第一項、第四項又は第六項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して、第七十条第一項本文又は第二項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する時に、併せてこれを総合県税事務所長に提出しなければならない。

- 9] 第二項、第五項又は第七項の規定により読み替えて準用する第七十六条第一項の申請をする者は、同条第二項第一号及び第五号に掲げる事項並びに第一項、第四項又は第六項の規定に該当することとなつた年月日を記載した申請書を総合県税事務所長に提出しなければならない。

(不動産取得税の減額に係る宅地評価土地の価格の特例)

第十六条の二 法附則第十一条の五第一項の規定がある土地の取得について第七十三条第一項から第三項まで及び前条第六項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の二分の一に相当する額」とする。

2 略

(軽油引取税に係る免税の特例)

第十八条の八 第二百二十二条の七、第二百二十二条の八、第二百二十二条の九、第二百二十二条の十、第二百二十二条の十四及び第二百二十二条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第一項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第二百二十二条の七第一項中「第四百四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の七第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第四百四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の七第一項各号に掲げる」と読み替える。

2 略	3 法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場合における第二百二十二条の十の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた法附則第十二条の二の七第五項から第七項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。
4 略	(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第十二条の二の十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第二百二十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から千万円を控除して得た額」とする。	

2 略	3 法附則第十二条の二の七第五項又は第六項の規定の適用がある場合における第二百二十二条の十の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた法附則第十二条の二の七第五項又は第六項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。
4 略	(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第十二条の二の十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第二百二十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から千万円を控除して得た額」とする。	

2 略	3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」
4 略	(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円(乗車定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は空港法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。	

2 略	3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の十三第三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」
4 略	(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略
(自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円(乗車定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は空港法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。	

から百万円を控除して得た額」とする。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（法施行規則に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」「とあるのは、「同じ。」「から三百五十万円を控除して得た額」とする。

から百万円を控除して得た額」とする。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第六項及び次条第三項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの、同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの及び同法第四十一条第一項の規定により令和五年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一

第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」「とあるのは、「同じ。」「から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の十三第五項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」「とあるのは「同じ。」「から三百五十万円を控除して得た額」とする。

6 車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」「とあるのは、「同じ。」「から百七十五万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が八トンを超えるトラック

道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」「とあるのは、「同じ。」「から百七十五万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（法施行規則に規定するものに限る。）、バス（法施行規則に規定するものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百

二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条において同じ。)、天然ガス自動車(法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第三項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ。))並びに自家用の乗用車等(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条第一項第一号において同じ。)、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車(第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち自家用のものをいう。次条第一項第一号において同じ。))をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)、第百二十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

7 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))並びに自家用の乗用車等(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条第三項において同じ。))、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車(第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち自家用のものをいう。次条において同じ。))をいう。以下この条及び次条に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び第百二十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(第三項第四号及び第四項第一号において「ガソリン自動車」という。))又は同条第一項第五号に規定する石油ガス自動車(第三項第五号及び第四項第一号において「石油ガス自動車」という。))で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2 略 (表略)

とする。

一 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第五号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2 略 (表略)

3 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車法令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号において「排出ガス保安基準」という。))で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの(第六項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。))に適合するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十

又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五條の二第四項に規定するもの									
六 軽油自動車のうち、法第四百九十九條第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車									
第一項第一号イ									
七千五百円	二千円								
八千五百円	二千五百円								
九千五百円	二千五百円								
一万三千八百円	三千五百円								
一万五千七百円	四千円								
一万七千九百円	四千五百円								
二万五百円	五千五百円								
二万三千六百円	六千円								
二万七千二百円	七千円								

二トシ以下のものにあつては、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九條の二第三項に規定するもの(以下この号及び第六項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五條の二第二項に規定するもの									
三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則第九條の二第七項に規定するものをいう。)									
四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九條第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百七十七條第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)が法第四百四十五條第五号に規定する基準エネルギー消費効率であつて令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五條の二第三項に規定するもの									
五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九條第一項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの									

第一項第二号ハ(1)									第一項第二号ロ					
七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円
二千円	千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円

第一項第二号イ													第一項第一号ロ	
一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五千円	二万五千円	四万七千円
四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円

第一項第五号ロ	第一項第五号イ	第一項第四号	第一項第三号ロ										
			六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円
二万四千四百円	二万円	七千七百円	千五百円	千五百円	二万円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円

第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)		
	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二千元	一万二百円	一万二千円	一万五千五百円	
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千元	二万六千五百円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	四千円

第二項	第一項第五号ハ(4)	第一項第五号ハ(3)	第一項第五号ハ(2)(ii)						
同項第二号又は第五号ハ(2)	第四号	第三号	第二号	五万九千四百円	四万五百円	二万五千五百円	一万五千五百円	四万三千六百円	二万九千五百円
附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される前項	号 附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第四号	号 附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第三号	号 附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第二号	一万五千円	一万五百円	六千五百円	三千円	一万千円	七千五百円

第一項第五号ハ(2)(i)	第一項第五号ハ(1)								
第二号	第一号	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円
号 附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第二号	号 附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用される第一号	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円

第二項第二号	第二項第一号			(2) 第二号又は第五号ハ
	三千七百円	四千七百円	六千三百円	
	五千二百円	六千三百円	六千三百円	
	六千三百円	六千三百円	六千三百円	
第二項第二号	第二項第一号			(2) 第二号又は第五号ハ
	三千七百円	四千七百円	六千三百円	
	五千二百円	六千三百円	六千三百円	
	六千三百円	六千三百円	六千三百円	
第二項第二号	第二項第一号			(2) 第二号又は第五号ハ
	三千七百円	四千七百円	六千三百円	
	五千二百円	六千三百円	六千三百円	
	六千三百円	六千三百円	六千三百円	

4 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるとして、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるとして、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	第一項第一号ロ			ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるとして、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
第一項第一号イ	第一項第一号ロ			ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるとして、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
第一項第一号イ	第一項第一号ロ			ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるとして、エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	

第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)		第一項第二号ロ											
二万六百元	一万二百元	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	一万五千円
一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	

第一項第二号イ																
二万五千五百円	二万二千元	一万八千五百円	一万五千元	一万二千元	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円		
一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円		

												第一項第五号イ	第一項第五号ロ	第一項第四号	第一項第三号イ
四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	一万五千四百円	七千七百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万五千円	四万二千円
二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	八千円	四千円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五千円	二万五千円

												第一項第三号イ(1)	第一項第三号イ(2)	第一項第三号ロ
一万二千元	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千円	二万六千五百円	三万二千元	三万八千円	四万四千円	五万五百円	五万七千円	六万四千円	三万三千元
六千元	七千五百円	九千円	一万円	一万五千五百円	一万三千円	一万四千五百円	一万三千五百円	一万六千元	一万九千円	二万二千元	二万五千五百円	二万八千五百円	三万二千元	一万六千五百円

第二項第一号			第二項			第一項第五号ハ(4)			第一項第五号ハ(3)			第一項第五号ハ(2)(ii)					
四千七百円	三千七百円		同項第二号又は第五号ハ(2)	第四号	第三号										二万五千五百円	四万五百円	二万五千五百円
二千三百円	千八百円	(2)	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される前項第二号又は第五号ハ	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第四号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第三号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第二号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	一万三千円	二万五百円	三万円

			第一項第五号ハ(2)(i)			第一項第五号ハ(1)					
一万五千五百円	四万三千六百円	二万九千五百円	一万八千五百円	九千円	第二号	第一号	八万八千円	六万九千六百円	六万四千円	五万二千四百円	四万五千六百円
六千円	二万二千円	一万五千円	九千五百円	四千五百円	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第二号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号	四万四千円	三万五千円	三万五百円	二万六千五百円	一万三千円

3	次に掲げる自動車	に対する第百
二十五条第一項及び第二項の規定の適用については		
当該自動車	が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	

	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

5 第三項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第百二十五条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第五項」と読み替えるものとする。

6 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車 が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車 が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の

の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第六項」と

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び

次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

一	略	二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの
三	略	四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を

五の 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの 六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第四百十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの				第一項第一号イ			
				七千五百円	二千円		
				八千五百円	二千五百円		
				九千五百円	二千五百円		
				一万三千八百円	三千五百円		

五の 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準 に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準 に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの 六 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準				に適合するものであつて、エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの			

第一項第一号ロ							
				一万五千七百円	四千円		
				一万七千九百円	四千五百円		
				二万五百円	五千五百円		
				二万三千六百円	六千円		
				二万七千二百円	七千円		
				四万七百元	一万五百円		
				二万五千円	六千五百円		
				三万五百円	八千円		
				三万六千円	九千円		
				四万三千五百円	一万千円		
				五万円	一万二千五百円		
				五万七千円	一万四千五百円		
				六万五千五百円	一万六千五百円		
				七万五千五百円	一万九千円		
				八万七千円	二万二千円		

第一項第三号イ(1)						第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)			
二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千五百円	七千五百円	三万円
七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	七千五百円

第一項第二号ロ						第一項第二号イ					
二万五千五百円	二万五千五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万八千五百円	一万五千元	十一万円
六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	二万七千五百円

第一項第五号ハ(1)	第一項第五号ロ										第一項第五号イ	
第一号	八万八千円	六万九千六百円	六万四千円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	七千七百円	六千円
附則第十九条第三項の規定により読み替えて適用され	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	二千円	千五百円

第一項第四号	第一項第三号ロ						第一項第三号イ(2)					
四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円
千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円
											八千円	七千円

第一項第五号ハ(2) (i)	第二号	附則第十九条第三 項の規定により読 み替えて適用され る第二号
	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
	二万九千五百円	七千五百円
	四万三千六百円	一万千円
	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
	四万五百円	一万五百円
	五万九千四百円	一万五千円
第一項第五号ハ(2) (ii)	第二号	附則第十九条第三 項の規定により読 み替えて適用され る第二号
第一項第五号ハ(3)	第三号	附則第十九条第三 項の規定により読

第一項第五号ハ(4)	第四号	附則第十九条第三 項の規定により読 み替えて適用され る第四号
第二項	同項第二号又は第 五号ハ(2)	附則第十九条第三 項の規定により読 み替えて適用され る前項第二号又は 第五号ハ(2)
第二項第一号	三千七百円	千円
第二項第二号	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百二十五条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ハ(1)の規定の適用については		

7| 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百二十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に

、当該営業用の乗用車等が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一、三略

第一号イ									
七千五百円	四千円	八千五百円	四千五百円	九千五百円	五千円	一万三千八百円	七千円	一万五千七百円	八千円
二万七千二百円	一万四千円	二万三千六百円	一万二千円	二万五千円	一万五千円	二万七千九百円	九千円	二万七千二百円	二万五千円
四万七千二百円	二万五千円								

初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第四項」とあるのは、「附則第十九条第七項」と読み替えるものとする。

一、三略

第四号イ	四千五百円	二千五百円
第五号ハ(1)	第一号	附則第十九条第四項の規定により読み替えて適用される第一号

5、前二項の規定の適用がある場合における第百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

8、第三項から前項までの規定の適用がある場合における第百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。